

議案第 2 号

野田市文化センター運営審議会委員の委嘱について

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第36号）第18条の規定により、次の者を野田市文化センター運営審議会委員に委嘱する。

令和5年4月26日提出

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

氏 名	備 考
まなか えみ 間中 恵美	関係教育機関の職員

令和5年 5月 1日付委嘱

令和6年10月31日満了

提案理由

関係教育機関の職員として市内県立高等学校及び小中学校長会から推薦のあった委員について変更があったため、その残任期間について新たに委嘱しようとするものである。

野田市文化センター運営審議会委員名簿

令和5年5月1日現在

区 分	氏 名	推 薦 団 体	備 考
文化団体を代表する者	久保 周平	文化団体協議会	
勤労青少年ホームの利用者を代表する者	工藤 達	勤労青少年ホーム	
社会福祉法人野田社会福祉協議会を代表する者	沖田 多恵子	社会福祉協議会	
自治会を代表する者	清水 拓司	自治会連合会	
高齢者団体を代表する者	須賀田 貞彦	いきいきクラブ連合会	
子ども会育成団体を代表する者	染谷 智子	子ども会育成連絡協議会	
労働者団体を代表する者	昼間 靖人	連合千葉 野田・流山地区 連絡会	
商工団体を代表する者	木名瀬 セキ	野田商工会議所	
	有賀 ヒメ子	関宿商工会	
女性団体を代表する者	石山 美代子	女性団体連絡協議会	
公益財団法人興風会を代表する者	佐藤 文則	公益財団法人 興風会	
関係行政機関の職員	香山 啓	公共職業安定所野田出張所	
関係教育機関の職員	松田 裕二	市内県立高等学校	
	間中 恵美	小中学校長会	新任
公募に応じた市民	伊藤 龍雄	—	
	片山 浩誠	—	

任期 令和4年11月1日～令和6年10月31日

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（運営審議会）

第16条 会館の運営を適正かつ円滑に行うため野田市文化センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、会館の運営に関する事項について審議する。
- 3 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、野田市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例（昭和47年野田市条例第5号）に規定する勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）の運営に関する事項について審議する。
- 4 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、審議会に対し、会館と野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（令和元年野田市条例第9号）第1条に規定する野田市生涯学習センターの小ホール（控室を含む。以下「生涯学習センター小ホール」という。）との一体的運営に関する事項について意見を求めることができる。

（組織）

第17条 審議会は、委員16人以内で組織する。

（委員）

第18条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 勤労青少年ホームの利用者を代表する者
- (3) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 自治会を代表する者
- (5) 高齢者団体を代表する者
- (6) 子ども会育成団体を代表する者
- (7) 労働者団体を代表する者
- (8) 商工団体を代表する者
- (9) 女性団体を代表する者

(10) 公益財団法人興風会を代表する者

(11) 関係行政機関の職員

(12) 関係教育機関の職員

(13) 公募に応じた市民

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。